

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件 新旧対照条文
 ◎動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十八年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号及び第五号イの規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号及び第五号イの規定は、適用しない。</p>